



取り付けましたか？

住宅用火災警報器

かすみがうら市

「住宅用火災警報器」設置率100%を目指し、市民の皆さまに一日も早い設置をお願いします。

●住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器の設置義務化については、平成16年の消防法改正で、既存住宅を含めた全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



＜ 設置場所 ＞

- ◎ 各寝室 ◎ 寝室がある階の階段
- ◎ 3階建て住宅で寝室が3階のみにある場合は1階及び3階の階段
- ◎ 3階建て住宅で寝室が1階のみにある場合は3階の階段



平成27年6月現在の住宅用火災警報器設置状況
 全国平均 81.0% 茨城県平均 71.4% (全国42位)
 かすみがうら市 76.0% (消防庁発表)

茨城県の設置状況におきましては、全国平均を下回っております。＜住宅用火災警報器＞は皆様の命を守る器具です。

住宅用火災警報器の設置義務化が始まり10年たちました。これからは、**定期的な維持管理が必要**です!! 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなる**ことがあるためとても危険です。10年を目安にとりかえることをおすすめします。



平成27年12月8日から「いばらき消防指令センター」の運用が始まります。

◎通報要領 <<119番通報は今までと変わりありません。>>

119番 ⇒(火災・救急)通報 ⇒かすみがうら市大字〇〇△△番地。

住所は、かすみがうら市から通報して下さい

詳細につきましては、かすみがうら市・消防本部ホームページまたは、広報誌を確認して下さい。

消火器の保管方法は？

消火器は保管状況等により劣化が著しく進行し使用不能になってしまう事もあります。腐食が進行した消火器を使用することにより事故に繋がり怪我をするという前例も報告されています。消火器の耐応年数は**10年**となっています。いざという時に使用できるよう適正な場所に保管しましょう。

適正な保管場所ってどこに保管すればいいの??

- ◎ 直射日光の当たらない場所
- ◎ 雨水のかからない場所
- ◎ 湿気の少ない場所
- ◎ 容易に取り出せる場所

消火器の廃棄について

消火器を不法に投棄すると**5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金**を科せられます。それでは何処で廃棄すればいいのでしょうか？

期限切れ・使用済み消火器を処分される方は下記にてご確認ください。

消火器リサイクル推進センターのホームページ又は、問合せ先 ☎ 03-5829-6773

ホームページは

消火器リサイクル窓口

検索



かすみがうら市消防本部 予防課

☎ 0 2 9 9 - 5 9 - 0 1 1 9

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

平成 27 年度全国統一防火標語